



◆地区の皆さまと一緒に考え、完成した公園と広場

●新曽青少年の広場

2020年4月にオープンし、バスケットゴールやベンチ、水飲み場があり、バスケットボール等で遊べる施設として利用することができます。

外出する機会が減り、運動不足になっている方もいらっしゃると思います。新型コロナウイルス感染症拡大の状況にもよりますが、楽しく体を動かす場としてご活用ください。

臨時的な休場を除き、原則、年中無休で開場しています。申込み・予約は必要ありません。お気軽にご利用ください。

○所在地：戸田市大字新曽 766



○利用時間

- ・3/15～4/30：朝9時から夕方5時半まで
- ・5/1～9/30：朝9時から夜7時まで
- ・10/1～3/14：朝9時から夕方4時半まで
(工事や天候の影響などのため使えない場合があります。)

○広場内には…

バスケットゴール・ベンチ2基・水飲み場・
植樹帯・防球ネット・駐輪スペースがあります。



●新田ふれあい噴水公園

2017年12月の利用開始から3年3ヵ月が経過し、子どもから大人まで多くの方々にご利用いただいております。



○所在地：戸田市大字新曽 1758-3



○公園内には…

噴水・休憩ベンチ・丸太椅子・木製遊具があります。

※噴水が稼働している期間は4月から9月ですが、新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては休止している場合があります。



安全面、衛生面などに気をつけていただきながらのご利用にご協力をお願いします。

- 近隣住民の迷惑とならないよう、騒音やゴミの持帰り等、ご利用マナーに十分ご注意ください。
- 小さいお子さんも遊んでいます。危険な行為は行わないよう、また、そのような行為を見かけたら、お互いに注意しあい安全・快適に利用できるよう、ご協力をお願いします。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、広場・公園の長時間のご利用や多人数でのご利用は避けるなど、ご協力をお願いします。

★新曽中央地区内の公園、広場については引き続き、設計の段階から地区の皆さまの意見を取り入れて整備を進めていきます。

◆新曽中央地区の様々な制度について

当地区では、まちの将来像「水に親しみ緑あふれる、歩いて楽しいまち」の実現を目指し、まちづくりを進めています。

市が主体となって実施する基盤整備事業のほかに、届出制度、寄付採納制度、生け垣設置補助制度、市への緑地貸出制度があります。

○届出制度

建物の建築等を行う際、地区まちづくり協定および地区計画に基づき、市に届け出る必要があります。

建築物の用途・高さの制限、垣又は柵の制限、緑化率の最低限度、敷地面積の最低限度など、協定 7 項目・地区計画 5 項目のルールが設定されています。

○寄付採納制度

新曽中央地区における生活道路については、建物等を建築する場合、幅員 4.0m未滿の道路に接道する土地は法律により道路幅員 4.0m分（道路中心から 2.0m）まで後退する必要があります。この後退部分を市に寄付採納することができる制度です。

○生け垣設置補助制度

敷地の緑化を促進するため、「戸田市地区計画区域内生け垣設置奨励補助交付要綱」により生け垣の設置に対する補助を実施しています。

- 補助対象 生け垣長さ：道路に面し、2m以上のもの
生け垣高さ：地上 0.8m以上のもの

- 補助金額 長さ 1mにつき 15,000 円以内（同一敷地内につき 300,000 円を限度額）

○市への緑地貸出制度

緑地として活用することを目的に、新曽中央地区内で所有している土地を市に無償で貸し出すことができます。

これにより、当該土地に係る市税等（固定資産税、都市計画税）の減免が可能となります。

○対象となる条件

- 土地が以下の条件を満たすこと
 - ・市道に接し、接道の辺長が 10m 以上でかつ地積が 30 m²を超えること
 - ・現況が緑地または植樹等により緑地となる土地であること
 - ・他の地上権、賃借権その他の使用収益権が設定されていないこと
 - ・生産緑地地区内でないこと
- 維持管理を行うボランティア団体がいること
- 借地契約期間が 5 年以上であること



新曽中央地区パンフレット



◆用地測量図の閲覧について

新曽中央地区内には「道幅の狭い道路」や「見通しの悪い交差点」が多くあることから、住環境の向上のための道路整備を計画しています。平成24年度から道路拡幅計画箇所での用地測量を実施し、令和2年度に完了いたしました。

道路拡幅予定箇所の用地測量図は、まちづくり推進課の窓口で閲覧することができます。建築物、工作物の新築、改築等の予定がある場合には、ぜひご利用ください。

◆社会資本総合整備計画を更新しました

新曽中央地区のまちづくりは、平成23年度より社会資本整備総合交付金（国土交通省所管の交付金）を活用し事業を進めております。今後も当事業を推進するため、次期計画として「社会資本総合整備計画」（5ヵ年計画）を策定いたしました。過去の計画に対する評価と今後の計画を市のホームページに掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

○計画の名称：住宅市街地における住環境の向上

○計画の目標：官民協働による安全で快適なまちづくりを推進し、

「水に親しみ緑あふれる、歩いて楽しいまち」を実現する。

① 住宅市街地の防災性の向上

② 住環境の改善

③ 官民協働によるまちづくりの推進

○事業期間：令和3年度～令和7年度

○市のホームページのトップ画面から「新曽中央地区 社会資本」で検索

◆新曽中央地区まちづくり協議会の会員募集！

新曽中央地区まちづくり協議会

活動：①市との協働により、みどりの形成に努める。

②公園広場等の整備時に事前協議を行う。

開催：必要に応じ随時（年1回程度）

会員：21名（2021年4月現在）

まちづくりに興味のある方は、より良いまちの実現に向けて活動してみませんか。



お問い合わせ先：戸田市役所 まちづくり推進課

住所：〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号

電話：048-441-1800（内線345） FAX：048-433-2200 メール：matidukuri@city.toda.saitama.jp